居住支援ニュース　No.7　　2024年1月20日

公益社団法人広島県社会福祉士会　居住支援センター長　岡崎仁史

2023 年度の居住支援センターの事業は次の通りです。

1　居住支援事業（根拠法：住宅セーフティネット法第 40 条等）

居住支援は「Ⅰ入居前支援」に終わらず、入居後の社会的孤立の中で、地域生活の安定、大きな病気等でなくなられる人の死の見送りもあり、「Ⅱ入居中支援」「Ⅲ地域ネットワークづくり」と繋がります。

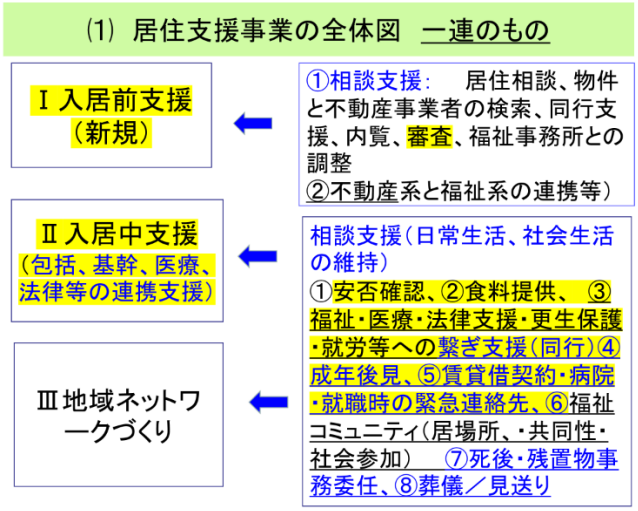

2　居住支援の利用者類型

2023 年度の上半期の居住支援の実績は、特に中核部分である住宅契約の成約は１９件（2022 年度１年間で１６件）、不成立６件、死後の賃貸借契約解除事務等の委任１件。因みに 2024 年１月現在は３５件です。ここでは 19 件を分析します。そのうち大きく変わったのは、シェルター利用者は５件で減少し、自分、福祉事務所、保護観察所・刑務所・検察庁の居住支援依頼が増えています。

個人情報の統計分析等の使用の承諾書を取っています。ここでは検定を行っていないので参考数値（%表示）です。

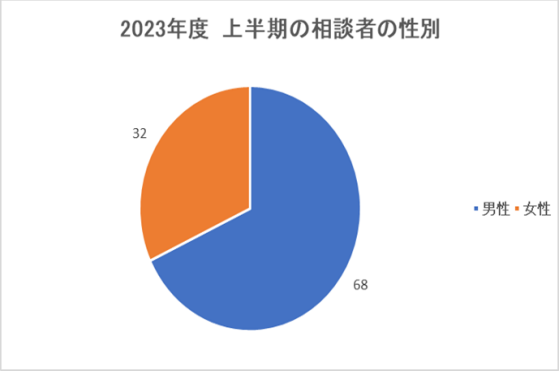

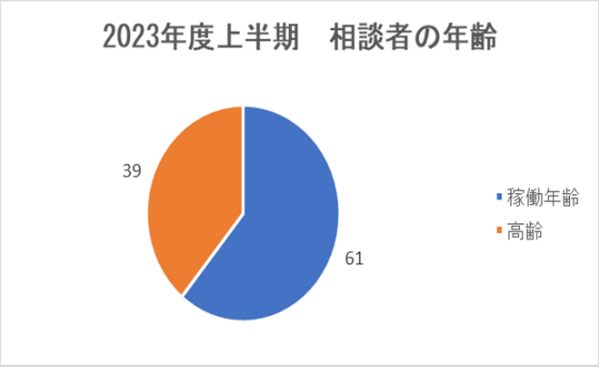

特徴は、性別では前年度より女性が 32%と増えており、年代も 20 歳代（ネットカフェ難民）、70 歳代と両極にあります。相談者の年齢は稼働年齢が 61%、高齢者 39%です。

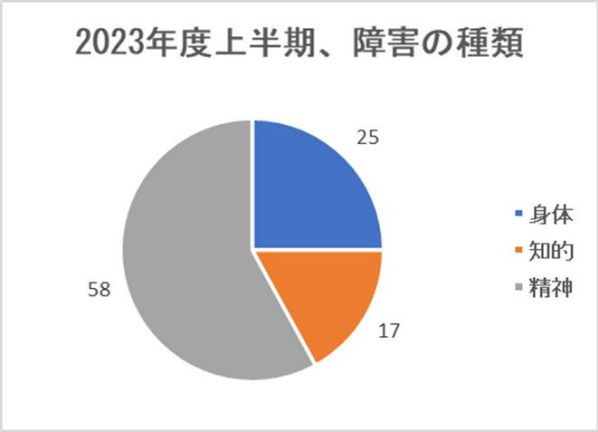

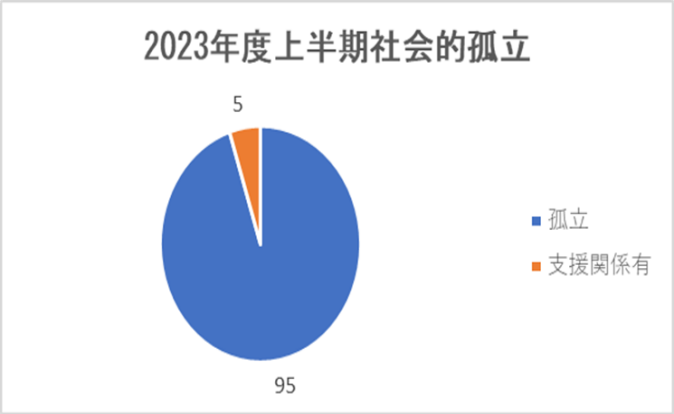

障害の種類は精神障害が 58%と多く、刑余者が多いです。社会的孤立を見ると、利用者のほぼ全員が親族はいても絶縁状態であり、社会的孤立であり、相談先・支援者がおらず、つながりがありません。

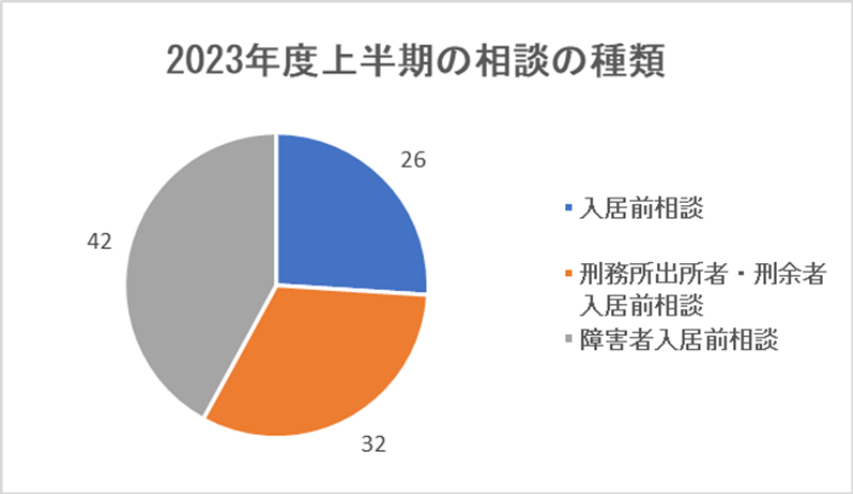

本年度は刑務所出所予定者・刑余者の入居前相談が 32%、障害者の入居前相談も刑余者は精神障害が多く 42%です。また、福祉事務所生活課依頼の単身・夫婦の高齢の被保護者の居住支援の依頼も 26%と増えています。

３　刑務所出所者の居住支援

２０２２年度後半から司法関係者で広島保護観察所社会復帰対策官、刑務所社会福祉士、地方検察庁社会福祉士等からの依頼が増えています。利用者の出所後・釈放後の地域生活の希望は更生保護施設等の共同生活ではなく、地域での一人暮らしです。

次図にあるように、事前に①保護観察所等からの居住支援の依頼があり、事前調整、面接の日程調整を行い、②出所 1～4 週間前に刑務所か拘置所での面接を行うか、あるいは遠方の刑務所である場合は on－line 面接を行い、犯罪の時の生活環境・社会環境を聞き、健康・障害（精神疾患等の受療状況、アルコール）、対人関係の取り方、就労支援事業所、本人の生活の希望等を聞きます。そして、生活保護申請支援、シェルター利用支援、居住支援の確認を行います。ニーズアセスメント、支援計画等のソーシャルワーク支援技術を使用します。ただ、相談者が年金等の所持金を

一定程度持っておりまだ生活保護申請できないがシェルター利用の場合は、制度上担当する広島市くらしサポートセンター（生活困窮者自立支援制度）の社会福祉士の同席を要請しています。刑余者の住宅確保困難者の多くは、経済困窮という環境の中でお腹をすかせ食べ物の盗み、無銭飲食、賽銭泥棒等の窃盗罪に問われており、また子ども時代の成長時期に劣悪な家庭環境の中で育って判断力が偏っている人も多く、かつ知的・精神等の障害のある人も見受けられ、共通して社会的に支援体制がなく孤立しています。

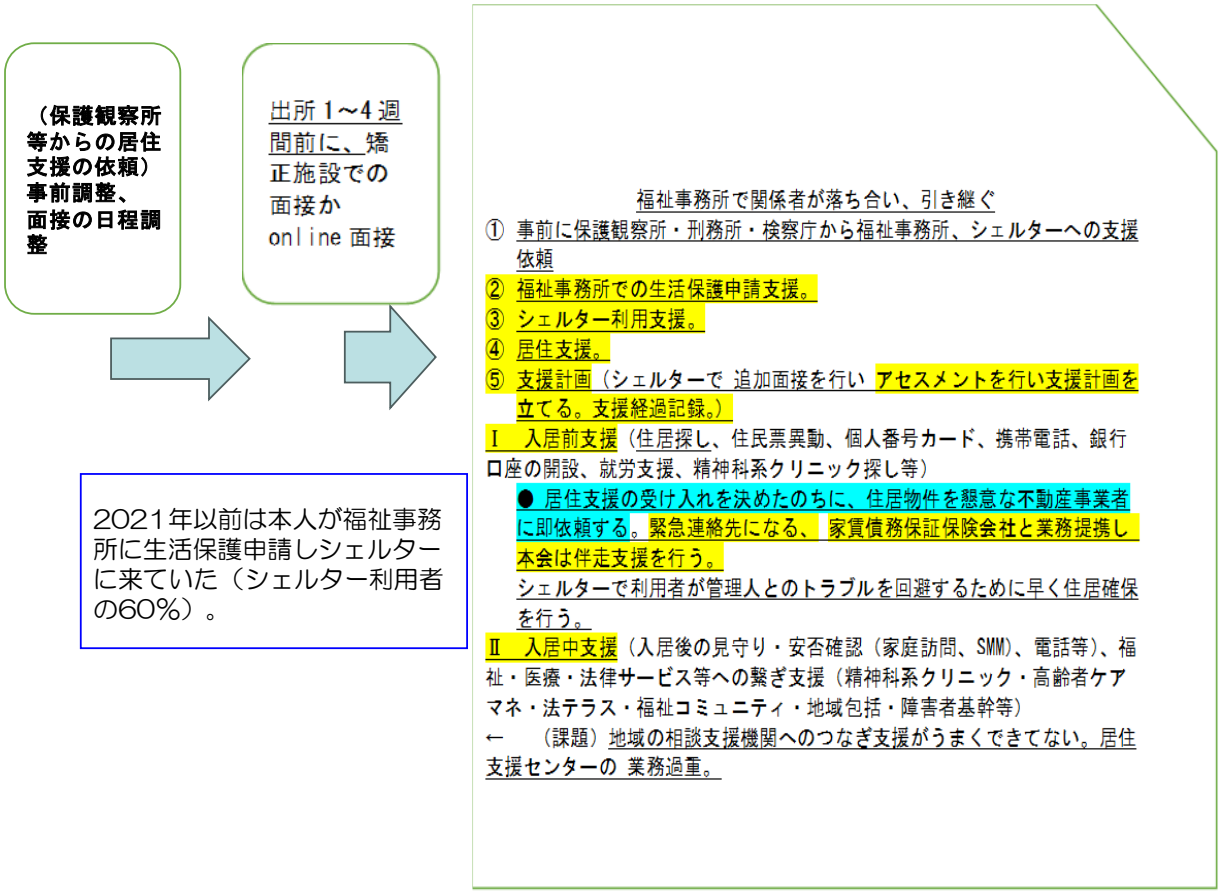

４　現在の課題

１）住宅の確保：　前歴を問わない家主の住宅情報、家賃債務保証保険の審査に通りにくい。

２）医療サービスへの繋ぎ：　精神保健福祉手帳、自立支援医療の申請、重度心身障害者医療への繋ぎ。

３）地域生活支援センター等への繋ぎ：　個別支援のケアマネにつなぐ、居場所への繋ぎ。地域での精神障害系の社会資源に繋ぐ地域システムづくり。日常生活、社会生活、障害者就労の確保。障害者の福祉コミュニティへの参加による社会的包摂。作業所、就労支援Ｂ型に週４日等。これをしないと、居住支援センターの負担が大きいし１団体だけで支援はできません。

４）刑余者の地域のつながり、福祉コミュニティづくり：　保護費を受け取りに来ず居住実態がなく生保の廃止等、既に３名が行方不明になり、入居後の安否確認、適切な福祉コミュニティへの繋

ぎ支援が必要であり、障害系に包摂する方向と、刑余者を包摂する居場所づくりが必要です。12月からお茶会＋食料提供を行っています。

〇初島久子です。毎週水曜日に出勤しています。　　みんながつながる、お茶会を始めました

居住支援センターは、ただ利用者の住居を探して契約をしたら終わりではありません。過去に地域から孤立して困っても相談できずいろいろなことがあっても、今この広島でその方が孤立しないで、地域で自分らしく自立して生活がおくれるように必要があれば、見守りやサポートも行っています。その背景には、住居が決まっても孤立や解決されない悩みと不安で、上手く社会生活が出来ない方が多く、結局、失敗を繰り返し、再び住居を手放すという事が少なくないからです。

一人でも多くの方に安心して穏やかな生活を過ごして欲しいということで、社会的孤立・生活困窮者・刑余者等の福祉コミュニティづくりを目指して、2023年12月からお茶会をはじめました。

お茶会

（日時）毎月第二水曜日の13:00~16:00

（場所）居住支援センター渡辺ビル204

温かいお茶と美味しいおやつを食べながら楽しい時間を過ごします。食料提供もあります（中央共同募金会の「生活困窮者への緊急支援活動助成事業」で食料を購入しています。）

第一回目は（12月13日）、居住支援センター長が用意してくださったおやつの一つ、『冷蔵庫に入れたバナナの皮が黒く変色したのに、中身は真っ白だった』ことから、その日来られた5人のメンバーが「人は見かけによらないよね！」「見かけで人を判断したり、決めつけたりしたらどう？」など自然と話が弾み、談笑の中でもそれぞれの辛い経験や思いに触れ、メンバー同士がお互いを認め合う姿もみられました。

生活情報のお知らせとしては、「広島市価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり7万円）について」で突然、お金がたくさん入るからビックリしないように、一度きりなので引き続き金銭管理をしっかりしていこうというお話をしました。他の友人にも伝えたいとその資料を少し多めに持ち帰る方もいらっしゃいました。

第二回目は（1月17日）、最近の困った話し、失敗した話し、漢字の成り立ちからそれぞれの経験を交えて思いを伝える楽しさを分かち合いました。たとえば、「絆」という漢字は、糸が切れても半分から再び結べば大丈夫！ってことだと思う、というメンバーからの思いに一同納得して心が和む場面もありました。

7人の参加があり、3人くらいがセンター長に直接相談したいこと、悩んでいることを個別で話せる場もありました。精神障害があり、勘違いによって、考え方が極端に固執してしまっている方にも冷静に何度も振り返りながら、一緒に紐解いていく状況も必要でした。

又今回は支援対象者である女性が他の出席者に対してお茶やお菓子などの世話をしていました。

皆さんそれぞれがお茶会の自由な時間に来られ、スッキリした表情で帰っていかれています。

お茶会に来られた方々がおっしゃっていたのは、「久しぶりにしゃべった！仕事していても人と話すこともないし。今日は、本当に楽しかった。」「話を聞いてくれる人がいない。友達もいないし、いつもひとりぼっち。でも、今日は笑ったよ！」「この物価高のなか食料が貰えるのは本当に助かります。温かいお茶とお菓子をみんなで食べられて良かった」等。

お茶会に参加される方々が常識をもった接し方で相手を大切にできる仲間との集いをこれからも繋げていこうと思います。

皆様のご参加を心待ちにしております。

〇大倉です。　登録社会福祉士として居住支援業務を行っています。

最近は過去に罪を犯した人、刑務所出所予定者の居住支援が増えてきました。本号の冒頭でセンター長が利用者分析しているように、彼らの多くは経済困窮という生活環境の中でお腹をすかせて食べ物の盗み等で窃盗罪に問われたり、精神障害があるが医療につながらず、喧嘩をして暴行罪に問われたり、皆さん相談する人がおらず社会的に孤立している人達です。親鸞聖人の、もとより罪業に形なし妄想の為せるなりという名言がありますが、居住支援の合間に話しているとほとんどの人は、仕事が嫌になりやめたら、金がなくなり腹がすいたので万引きをして服役した人が多いのに驚きました。せっかく気に入った住居を確保し、生活保護も決定して生活基盤を整えてこれで一安心と思いきや、金銭管理が苦手で月初めに飲食でアットいう間に生活費を使い果たし、毎日の食事ができなくなり食料提供した人もいます。こちらから連絡を取ろうにも携帯の電話代もなくしている人が多いのが現状です。将来的には居住だけでなく、地域生活支援センターふれあい等の関係機関と連携、居住後の支援に力を注がなければならないと思っています。

〇倉谷です。半年経ちました。高齢者、生活保護世帯等、生活困窮者の居住支援の困難さを痛感しています。

居住支援に関わって半年が経ちました。高齢者、生活保護世帯などの居住支援は困難性が際立っています。最近の広島市内の都市再開発事業に際して、家主都合の転居要請の場合は幾分か初期費用充当金が支払われる場合もあるが、不動産事業者もこれでは費用の高騰分を賄えないとも言っています。高齢者は馴染のある地域で、1 階或いは EV 付き住宅を探すがなかなか見つからず、結局、区を跨いで転居せざるを得ないケースもあります。また、老夫婦の高齢者の場合、配偶者が亡くなり、生活保護制度の住宅扶助の限度額を二人分（46000 円）から単身世帯分（38000 円）に変更が通知され、転居を余儀なくされており、今までの住居も終の棲家たり得ないのです。そのような困難な住居探しに駆り立てられる高齢者の居住支援をしています。

自宅でできる寄付ボランティア

住居に移った生活困窮者、今なお路上生活者等が必要なものは次の通りです。

生活保護受給者は什器備品費で生活用具を 51500 円分購入できるが、働いて一定の収入があり生活保護を使えない人が住居を確保した時に家具、電気製品、食料等が必要です。

寄付をお願いします。　居住支援センター、ホームレス支援委員会、

事務局に直接お持ちいただくか、送るか、あるいは家具等は事務局にご連絡ください。なお、お名前の公表の可否、匿名希望なども、教えて下さると助かります。

【食料品】　★お米（精米、玄米。古米でも構いません）、事業所保有の賞味期限間近の災害時の非常食の白飯、ビスケット等。★レトルト食品（調理が苦手な人が多く、温めるとすぐ食べられるカレー、ハヤシ、八宝菜、マーボー丼、親子丼、牛丼、豚丼）、缶詰、即席麺（カップ麺）、日持ちする野菜（かぼちゃ、大根、人参）、概してタンパク質が不足しています。

４月以降、共同募金の食料配布の助成金が終了するので、食糧および寄付金を募集します。

【家具、家電製品】　★住居に移る時に大学生のような生活物品一式が必要です。★ベッド、テーブル（こたつ机）、座卓、小ぶりの食器棚、天井照明、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、電子レンジ、IH コンロかガス台、調理器具、テレビ（生保受給者は什器備品費の対象外なので、寄付物品が必要）、ラジオ

【生活物品】　★自転車。上下布団、布団用シ-ツ、マットレス等。タオル、キャリーバッグ、デイバッグ、スポーツバッグ、帽子（野球帽・毛糸）、食器一式等

【衣類、靴】　※洗濯済のもの。★スニーカー（２７センチ前後）、★色物の長袖シャツ（Ｍ，Ｌ）、★春物衣類（L, XL が不足）、Ｇパン・ズボン（ウエスト９０センチ前後）、トランクス下着（新品）

【お金】　福祉制度対象外で当座の生活費等が必要な生活困窮者・路上生活者等への貸付・給付用。

ボランティアの募集

刑余者のつながりを作るためにお茶会および食料配布を始めています。社会福祉士会員のボランティアを募集しています。